

⑩検査体制

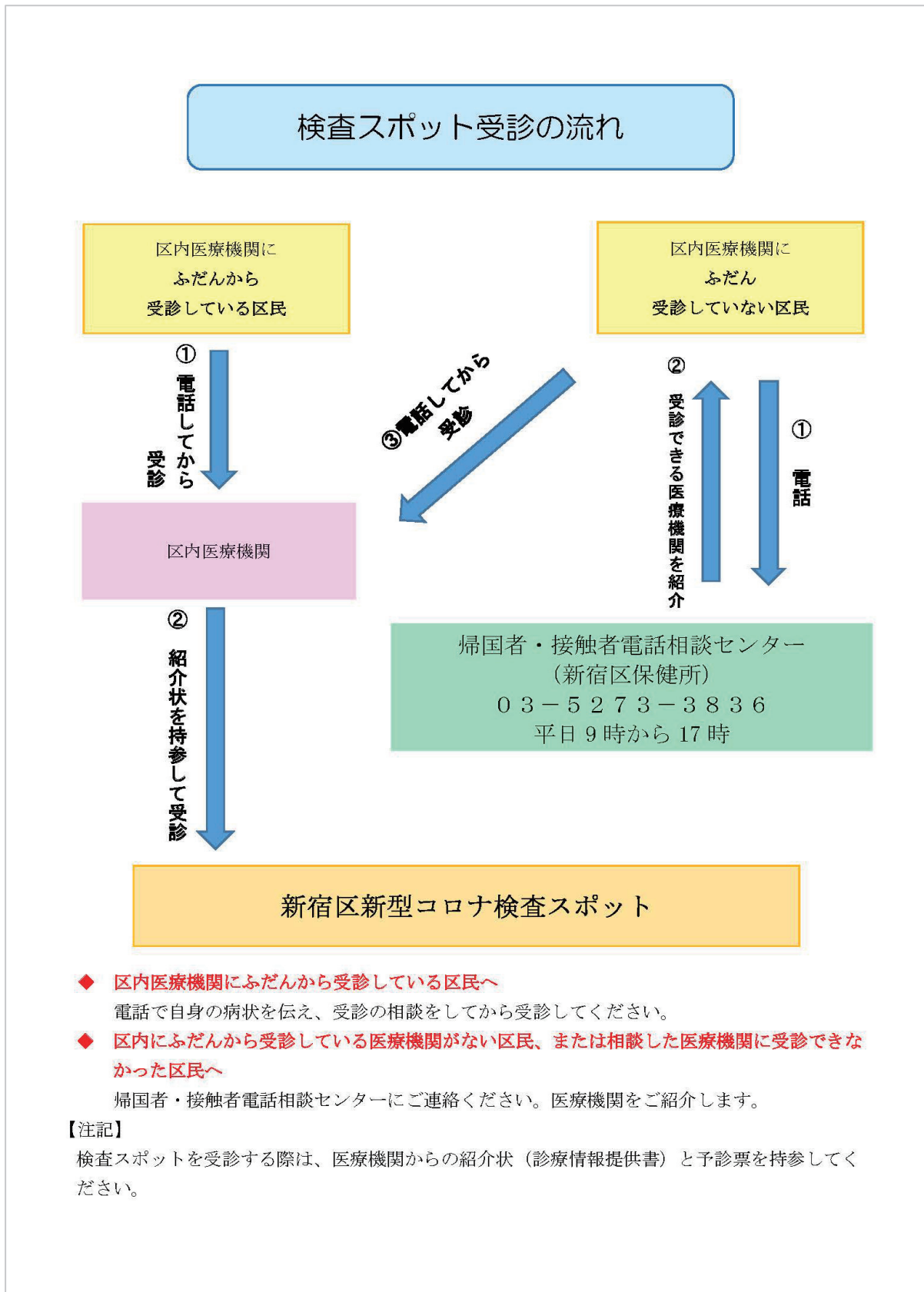
区のPCR等の検査体制

- 保健所におけるPCR検査の実施体制【保健予防課】
 - ・感染症法に基づき、新型コロナウイルスの確定診断及び感染拡大予防のため、PCR検査を実施（検査対象：新型コロナウイルス疑い症例及び濃厚接触者）

時期	内容
2年1月	・厚生労働省からの通知及び感染症法の疑似症サーベイランスに基づき、医療機関を受診し疑似症として保健所へ相談・報告があり、新型コロナウイルスへの感染疑いの定義に合致した方に対して、保健所においてPCR検査を実施
2年1月28日	・感染症法において、指定感染症に位置づけられたことにより、厚生労働省からの通知及び感染症法に基づき、指定感染症としての新型コロナウイルスを確定診断するためのPCR検査を実施
2年2月1日	・厚生労働省からの通知及び感染症法に基づき、新型コロナウイルスへの感染の疑いのある方や濃厚接触者から保健所へ相談があった場合は、受診及びPCR検査実施のために帰国者・接触者外来を紹介 ・受診した医療機関においてPCR検査が実施できないケースでは、保健所においてPCR検査を実施

- 新型コロナウイルス検査スポットの設置（国立国際医療研究センター病院）【健康政策課】
 - ・新宿区医師会及び国立国際医療研究センター病院等との連携協定に基づく、新たな検査・医療提供体制「新宿モデル」によるPCR検査の実施と病床確保

時期	内容
2年4/15～7/31	・厚生労働省から行政検査を集中的に実施する帰国者・接触者外来（地域外来・検査センター）の運営委託に関する通知 ・区が新たな医療提供体制「新宿モデル」を公表 ・協定による新型コロナウイルス検査スポットの設置（国立国際医療研究センター病院）



検査スポット受診の流れ



新宿区新型コロナウイルス PCR 検査スポット

新宿区新型コロナウイルス検査スポットで PCR 検査を受ける方へ	
令和2年4月30日作成	
検査場所	国立国際医療研究センター病院内 新宿区新型コロナウイルス検査スポット 新宿区戸山1-21-1
受付時間	平日 9:00~11:00 (祝日除く) 予約不要
検査を受けるにあたって	<ul style="list-style-type: none"> ○必ずマスクを着用して受診してください。 ○徒歩・自転車・自家用車にて受診してください。公共交通機関の利用はお控えください。 ○検査の費用は無料です ○診療所等から渡された紹介状(診療情報提供書)と健康保険証を必ず持参してください。お体の状態によっては、PCR検査以外の診療等が必要となり、その際は保険診療で有料になります。
問い合わせ先	新宿区帰国者・接触者電話相談センター (平日 9:00~17:00) 03-5273-3836

検査スポットの案内

(国立国際医療研究センター病院内)

● 新宿区新型コロナウイルス PCR 検査センター等の設置【健康政策課】

- ・「新宿区新型コロナウイルス PCR 検査スポット (PCR 検査スポット)」の廃止に伴い、「新宿区新型コロナウイルス PCR 検査センター」等を設置

時期	内容
2年8/3~5年9/30	・区役所第二分庁舎分館敷地内に1日100人程度の検査が可能な「新宿区新型コロナウイルス PCR 検査センター」を設置
2年8/3~3年12/31	・都による区保健所の支援として、濃厚接触者等に対する PCR 検査を行うため、区保健所分室に1日80人程度の検査が可能な「新宿区新型コロナウイルス第二検査センター」を設置



新宿区新型コロナウイルス PCR 検査センター

**PCR検査を
受けられる皆さまへ**

■ご来場の際の注意点

- ① 必ず**マスク**を着用してください。
- ② **指定日時の5分前**に会場にお越しください。
※検査会場における密集を避けるため、あまり早くいらっしゃらないよう、ご協力ください。
- ③ **小滝橋通り側の正面入口からは入れません。**大ガード下から線路沿いの道を進み、**線路沿いの入口からご来場ください。**
- ④ 検査が終了したら**速やかに帰宅し、不要不急の外出は避けてください。**

※ 指定日時で都合が悪くなった場合の連絡先
【当日以外】 03-5273-3862
【当日】 070-4949-0019（受付時間：平日10:00～17:00）
変更やキャンセル等については、必ず事前にご連絡ください。

第二検査センターの案内

- 保健所及び PCR 検査センター周辺の治安対策【危機管理課】
 - ・ PCR 検査センター周辺での若年層の被検査者による蝟集及び飲酒・喫煙などの事例発生を受け、治安対策のため、2年8月3日から当面の間において、各日四谷警察署2名の協力を受け、警戒対応を実施

- 新型コロナウイルス検査推進事業（検査実施診療所への協力金）【健康政策課】
 - ・ 2年7月27日から区内における安定した検査体制の構築を図るため、区内において唾液を用いた検査、鼻咽頭拭い液検査又は鼻腔拭い液検査による PCR 検査及び抗原検査を実施した診療所に協力金を交付

- 検査スポット等事業従事者への慰労品の支給【健康政策課】
 - ・「新宿区新型コロナウイルスPCR検査スポット」、「新宿区新型コロナウイルス検査センター」の運営に従事した医療関係者 518 名に対し、「新型コロナウイルス感染症対策寄附金」を活用し、慰労品（クオカード）を贈呈
- 検査キットの確保【保健予防課】
 - ・4年8月、新型コロナウイルス感染者の増加を受け、検査センターにおける検査業務体制を整えるため、抗原定性検査キットを購入
 - ・4年11月、検査体制を整備するため、季節性インフルエンザ流行期において、インフルエンザとの同時検査ができる検査キットを購入
- 陰性確認のための PCR 検査【保健予防課】
 - ・2年4月から感染症法に基づき、就業制限解除の基準となる陰性確認を実施するため、自宅療養者に対して、保健所が自宅等に車を手配し、指定の病院にて PCR 検査を実施
 - ・2年5月1日、厚生労働省からの通知を受けて、陰性確認のための PCR 検査が必須ではなくなったため実施を終了
- オミクロン株濃厚接触者である帰国者に対する PCR 検査【保健予防課】
 - ・3年12月から4年1月まで、厚生労働省からの通知を受けて、新型コロナウイルス感染者の早期発見のために、オミクロン株感染者（疑い含む）と同一航空機の搭乗者である帰国者に対して、定期的に PCR 検査を実施（延べ 340 件）

スクリーニング検査体制

- ハイリスク施設等への初期スクリーニング集団検査【保健予防課】
 - ・2年1月から感染症法に基づき、ハイリスク施設（高齢者施設や医療機関等）における感染拡大予防のための初期スクリーニング検査として、濃厚接触者に対して、必要に応じて施設や保健所にて PCR 検査を実施
 - ・感染拡大状況の変化や抗原定性検査キットの普及等による検査機会の増加などにより、保健所で実施する PCR 検査数は徐々に減少

【各期間の検査件数】

期間	施設数	件数
2年1月～6月	5施設	1,685件
2年7月～10月	19施設	887件
2年11月～3年3月	71施設	2,983件
3年4月～6月	55施設	1,744件
3年7月～10月	59施設	634件
3年11月～4年5月	29施設	657件
4年6月～9月	28施設	1,467件
4年10月～5年1月	17施設	615件
5年2月～5/7	2施設	55件